

**「江別市いじめ防止基本方針案」
への市民意見募集の結果と市の考え方について**

1 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成26年7月11日から平成26年8月11日まで
- (2) 設置場所 市役所本庁舎情報公開コーナー、市役所大麻出張所、水道庁舎、情報図書館、市民会館、中央公民館・コミュニティセンター、野幌公民館、大麻公民館、野幌鉄南地区センター、豊幌地区センター、教育部学校教育支援室（学校教育支援担当）
- (3) 意見提出 1団体
- (4) 意見件数 8件

※このほか、意見公募の手法に対しても意見が1件ありましたので、参考とさせていただきます。

2 意見に対する考え方の区分

区分	意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正
B	意見の趣旨は案に盛り込まれている
C	意見を採用しない
(参)	今後具体的な対策検討の中で参考にする

3 意見の内容と市の考え方

※いただいたご意見は、可能な限り原文のとおり掲載しています。

No.	いただいたご意見	ご意見に対する市の考え方	取扱区分
1	<p>「はじめに」について</p> <p>子どもたちは大人社会のいじめを見て育っています。まず、大人社会自体が体制などを改善していくことが重要です。根本的な解決の一步には、「おとな社会のいじめをなくす」という取り組みを子どもたちに示していく必要があります。大人が手本となり子どもたちの健やかな成長にとって好ましい環境をつくっていくことなど、大人も含めた社会全体のいじめ防止等の対策の必要性について盛り込んでください。</p>	<p>いじめ防止対策推進法では、学校の児童生徒におけるいじめ防止を目的としていることから、今回の基本方針においても、学校の児童生徒を対象にしています。</p>	C

2	<p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>1. いじめの防止等の対策に関する基本理念</p> <p>この度の基本方針が単にいじめを防止するだけ为目的としたものではなく、教育本来の目的である人格形成・育成を目指していく中で、自立心や自己肯定感などを育成し、子どもたちが主体的に学校生活を過ごせることを基本とする中で位置づけていくべきと考えますので、こうしたことを盛り込んでください。</p>	<p>基本理念については、法の基本理念と共通認識のもとに進める必要があるため、法第3条の条文を掲げています。</p> <p>人格形成等の教育のあり方については、基本方針の第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項の3-（1）いじめの防止などで述べているほか、江別市学校教育基本計画に盛り込み、取り組んでいるところです。</p>	B
3	<p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>1. いじめの防止等の対策に関する基本理念</p> <p>子どもの健やかな成長は、社会全体の願いであり、これから社会へ巣立つ子どもたちが生き生きと成長していくことができる社会を実現していくことは、私たち大人の重大な責務です。全ての子どもたちが本来、家族や周りの大人に温かく見守られて成長していくことが大切であることを盛り込んでください。</p>	<p>また、社会全体で子どもたちを見守ることについては、基本方針の第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項の1-（2）いじめの防止のための方策などに明記しています。</p>	B
4	<p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>3. いじめの防止等に関する基本的な考え方</p> <p>（1）いじめの防止</p> <p>子どもの発達障がいの原因としたいじめも多いと聞きます。障がいが正しく理解され、いじめの原因となることがないように、発達障がいを含めた様々な障がいに対する子どもの年齢に合わせた学習を行ってください。</p>	<p>基本方針の中では、第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項の3-（1）いじめの防止で人格の尊重について明記しています。ご意見も参考にしながら、障がいへの理解について、具体的な対策を検討していきます。</p>	(参)
5	<p>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</p> <p>1. いじめの防止等のために市が実施すべき施策</p> <p>（2）いじめの防止のための方策</p> <p>表面的（一見）には何もないように見えていてもいじめの背景には、ストレス等の要因があると考えられます。誰もが巻き込まれる可能性がある場合、一部の児童生徒を想定した取り組みより全員が安心して落ち着けることができる、自己存在感や充実感を感じられる、そのような場所（授業や</p>	<p>ご意見のとおり、いじめの防止には、自己存在感や充実感を感じられる授業や学級づくりは非常に重要だと考えることから、基本方針の第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項の1-（2）いじめの防止のための方策や、2-（3）いじめの防止に明記しています。</p>	B

	学級づくり)をつくりだすことが未然防止につながると思います。		
6	<p>第2 いじめの防止等のための対策に関する事項</p> <p>1. いじめの防止等のために市が実施すべき施策 (2) いじめの防止のための方策</p> <p>子どもたちがいじめや虐待など、さまざまな暴力から自分を守るための人権教育プログラムCAPの導入について検討してください。</p>	<p>人権教育については、既に社会科学の学習や、児童生徒が主体となった、いじめ根絶に向けたさまざまな活動において取り組んでいます。ご意見も参考にしながら、さらに具体的な対策を検討していきます。</p>	(参)
7	<p>第2 いじめの防止等のための対策に関する事項</p> <p>1. いじめの防止等のために市が実施すべき施策 (3) いじめを早期に発見するための方策</p> <p>いじめの発見のきっかけは、何らかのサインを子どもが発信していることに早期に気づいてあげることが重要です。とりわけ学校での担任教諭が児童等の日常生活の様子を把握し対応することが求められます。事務作業等も大変多く、余裕をもって子どもたちと向き合う時間を確保しにくいとお聞きしますので、このような環境の改善に努めてください。</p>	<p>いじめの早期発見については、子どもが発信するサインに対して早期に気付くことが必要です。基本方針の中では第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項の2-(4)早期発見で明記しています。ご意見も参考にしながら、具体的な対策を検討していきます。</p>	(参)
8	<p>第2 いじめの防止等のための対策に関する事項</p> <p>1. いじめの防止等のために市が実施すべき施策 (4) いじめに対処するための方策</p> <p>いじめを行った児童生徒への対処については、成長過程にある中において十分な支援と保護者への助言等を行ってください。子どもたちの生活や人間関係の中で発生する様々なできごととしていじめが生じています。いじめたとされた児童等が特定され、処分や制裁の対象として固定されるようなことは、なぜいじめが生じたのかということ自体への理解として不十分であり、本来の教育的な営みとしても適しているとはいえません。</p> <p>いじめに対して(いじめを行った児童等)適切に対処していく必要については理解しますが、同時に一人ひとりの児童等の特徴や傾向、背景について多面的な理解に基づいて支援していくという視点をもち関わっていくことが重要と考えますので、人権への配慮の必要性も明記すべきと考</p>	<p>加害児童生徒への配慮については、基本方針の第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項の2-(5)いじめへの対処で、「教育的配慮の下」と明記しています。</p>	B

	えます。いかなる場合においても子どもの最善の利益を優先し、粘り強く関わり寄り添いながら支援することを強く要望します。		
--	--	--	--